

## 一宮町ライフジャケット購入費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により策定した「一宮町地域防災計画」において予想される津波及び水害から町民の生命と安全を守るため、町民がライフジャケットを購入することに対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、一宮町補助金等交付規則（平成7年10月4日規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱においてライフジャケットとは、一般的に救命胴衣、ライフジャケット、ライフベストその他の名称で呼ばれるものであって、国土交通省が認める試験方法による浮力試験に合格しているものをいう。

### (補助対象者及び補助金の額)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、一宮町に住所を有する者とし、補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の支給対象となる経費は、ライフジャケットの購入に係る経費のみであって、修理、修繕に要する経費は除くものとする。

2 補助金を受けることができる回数は、生涯につき1回のみとし、ライフジャケットの紛失、損傷等によって再度購入する場合は、補助金交付の対象外とする。ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ当該各号に定める回数とする。

(1) 第1回目のライフジャケット購入の際に幼児用を購入する者は、身体の成長に伴い子供用及び大人用を購入する際も補助金の交付の対象とし、最大で3回補助金の交付を受けられるものとする。

(2) 第1回目のライフジャケット購入の際に子供用を購入する者は、身体の成長に伴い大人用を購入する際も補助金の交付の対象とし、最大で2回補助金の交付を受けられるものとする。

(交付の申請及び請求)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、一宮町ライフジャケット購入費補助金交付申請書兼請求書(別記様式第1号)にライフジャケット購入の領収書を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の申請を受理したときは、内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、一宮町ライフジャケット購入費補助金交付決定(却下)通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(返還)

第7条 町長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(ライフジャケットの再利用)

第8条 補助金の交付を受けてライフジャケットを購入した者は、転出あるいはサイズの不一致等の理由により、使用に耐えうるライフジャケットを使用しなくなったときは、町長に対し寄附するよう努めるものとする。

2 町長は、前項の規定によりライフジャケットの寄附を受けたときは、ライフジャケットの購入を予定している者に配布する等、その再利用に努めるものとする。

(補則)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年1月1日から施行する。